

東京医療学院大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東京医療学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神の下に、幅広い教養と保健医療に関する専門の知識と技術を教授研究し、もって広く国民の健康に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行い、その結果を公表するものとする。

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、保健医療学部を置く。

- 保健医療学部にはリハビリテーション学科及び看護学科を置く。
- リハビリテーション学科には理学療法学専攻及び作業療法学専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
理学療法学専攻	90人	360人
作業療法学専攻	30人	120人

- 看護学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
看護学科	80人	320人

(学部及び学科における教育研究上の目的)

第4条 保健医療学部は、個人の尊厳と平等の理念に基づいて教育研究を行い、多様化する保健医療の分野で社会の要請に応えることのできる知識や技術を有し、コミュニケーション能力に優れた質の高い人材の育成を目的とする。

- リハビリテーション学科は、理学療法及び作業療法の分野の専門職として、幅広い教養と高い倫理観のもとに人への優しさ及び専門の知識と確かな技術を備え、常に、リハビリテーションに関する探究心を持ち、臨床の実践と研究を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 看護学科は、看護の専門職として幅広い教養と高い倫理観のもとに人への優しさ及び専門の知識と確かな技術を備え、常に、看護に関する探究心を持ち、臨床の実践と研究を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条から第27条までの規定により入学した学生は、第28条の規定により定められた在学すべき年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 10月24日（大学設置認可日）

(4) 夏季休業 8月15日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から1月6日まで

(6) 春季休業 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は特に必要と認める場合は休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程)

第10条 教育課程は、本学における教育上の目的を達成するため、リハビリテーション学科は授業科目を特色科目、教養科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、看護学科は授業科目を教養分野、専門基礎分野、専門分野に区分して編成する。

- 2 学生が履修すべき授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 3 授業科目の履修方法その他必要な事項については、別に定める。

(授業の方法等)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技若しくはこれらの併用により実施する。

- 2 学生に対して、授業の方法、内容及び一年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位数の計算)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を考慮して単位数を定める。

(他の大学等における授業科目の履修及び単位認定)

第 15 条 本学が教育研究上有益と認めるときは、他の大学又は外国の大学等との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 16 条 本学が教育研究上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得した者とみなすことができる。
- 2 前項の単位認定は、編入学、転学等の場合を除き、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(試験)

- 第 17 条 各授業科目を履修した者には、単位認定のための試験を行う。試験は原則として学期末に行う。
- 2 試験は、筆記、口述、論文により行うものとする。ただし、演習、実験、実習及び実技等については、学修の評価及び出席状況を勘案して行うことができる。
- 3 疾病その他正当な理由により受験できなかった者には、追試験を行うことがある。
- 4 試験の成績が不合格のため、所定の単位を修得できなかった授業科目については、再試験を行うことがある。
- 5 各授業科目の受講時間が 3 分の 2 に満たないときは、原則としてその科目の試験を受けることはできない。また、実習については、実習時間の 5 分の 1 以上欠席した場合には、実習の評価を受けることはできない。

(成績)

第 18 条 授業科目の試験の成績は、S (100 点から 90 点)、A (89 点から 80

点)、B (79点から70点)、C (69点から60点)、D (59点以下) の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期及び方法については、別に定める。

(入学試験)

第 23 条 前条の入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

2 前条に規定する選考は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、入学に関する所定の書類を提出するとともに、入学金及びその他の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 25 条 本学を卒業した者又は退学した者で、本学への再入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて再入学を許可することができる。

2 第 43 条に定める懲戒処分により退学した者には、再入学を許可しない。

(編入学)

第 26 条 他の大学を卒業した者又は退学した者で、本学への編入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて相当年次への編入学を許可することができる。

(転入学)

第 27 条 他の大学に在学する者で、本学への転入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて転入学を許可することができる。

(再入学等の場合の取扱い)

第 28 条 前 3 条に規定する入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年限の取扱いについては、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(転専攻)

第 29 条 リハビリテーション学科内にあつて転専攻を志願する者があるときは、学長は転専攻を許可することができる。

(休学)

第 30 条 疾病その他やむを得ない理由により 1 カ月以上修学することができな

いは、保証人連署の休学願に医師の診断書又は理由書を添えて学長に提出し、休学の許可を得なければならない。

- 2 疾病その他の理由により修学することが適当でない認められる者については、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 31 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 6 条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第 32 条 休学期間中にその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第 33 条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

- 2 第 6 条に定める在学年限に算入できる留学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は 1 年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
- 3 留学による授業科目の履修及び単位認定については、第 14 条の規定を準用する。

(転学)

第 34 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の転学願を学長に提出し、転学の許可を得なければならない。

(退学)

第 35 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて学長に提出し、退学の許可を得なければならない。

(除籍)

第 36 条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の意見を聴いて除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第31条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第5章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学して所定の課程を修了し、かつ、試験に合格して所定の単位を授与された者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

(学位の授与)

第38条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学位を授与する。

リハビリテーション学科

理学療法学専攻 学士(理学療法学)

作業療法学専攻 学士(作業療法学)

看護学科 学士(看護学)

第6章 研究生、科目等履修生及び聴講生

(研究生)

第39条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第41条 本学において一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者に対して、学長は教授会の意見を聴いて表彰することができる。

2 表彰に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第43条 学生が、学則その他本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の意見を聴いて懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒処分の手続きに関する規定は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第44条 本学に入学を志願する者は、出願に際しては別に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学時の納付金)

第45条 入学、再入学、編入学若しくは転入学を許可された者は、別に定める入学金、及び授業料、実験実習費、施設整備費（以下「学費」という。）を所

定の期日までに納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る納付金については、別に定める。

(学費の納付)

第 46 条 学費は、毎年 4 月 30 日までに一括納付を原則とする。

2 前項にかかわらず、次の二期に分けて納付することができる。

(1) 前期分 4 月末日まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

(2) 後期分 10 月末日まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

(納付金の返還)

第 47 条 既に納付した納付金は、返還しない。ただし、特段の事情があると認められた場合は、返還することができる。

(休学の場合の学費)

第 48 条 休学期間中の学費は免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する期分の学費を納付しなければならない。

(退学、停学及び除籍の場合の学費)

第 49 条 退学を許可され、又は命じられた者及び除籍された者は、その日の属する期分の学費を納付しなければならない。

2 停学を命じられた者は、停学期間中の学費を納付しなければならない。

(学費の減免等)

第 50 条 第 46 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きを経て、学費の全部又はその一部を減免し、若しくは延納又は分納することができる。

(1) 天災その他の災害等、やむを得ない理由により学費の納付が困難であると認められる者

(2) 前号以外の経済的理由等、やむを得ない理由により学費の納付が困難であると認められる者

(3) その他本学が定める規程等において学費の減免が規定されている者

第9章 職員組織及び教授会

(職員組織)

第51条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 学長が必要と認めたときは、副学長を置くことができる。

(教授会)

第52条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する規定は、別に定める。

第10章 図書館

(図書館)

第53条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第54条 本学に公開講座を設けることができる。

第12章 補則

(学則の改廃)

第55条 本学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

この学則は、平成23年10月24日大学設置認可の日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条及び別表第 1 の (1) (2) の改正事項は、平成 29 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし別表 1 の (1) (2) の改正事項は、令和 2 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし別表 1 の (3) の改正事項は令和 4 年度入学生から適用する。

別表 第1(第10条第2項関係)

(1)保健医療学部リハビリテーション学科理学療法専攻

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考		
			必修	選択			
特色科目	大学導入論	1	1				
	ボランティア入門	1	1				
	生命倫理	1	2				
教養科目	人間と社会	学びの技法	1	1			
		教育学	1		2		
		心理学概論	1	2			
		人間発達学	1	2			
		老年学	3		2		
		法学入門	1・2・3・4		1		
		日本近現代史	1・2・3・4		2		
		歴史郷土学	1		1		
	科学的思考	情報処理(基礎)	1		1		
		情報処理(応用)	1	1			
		環境科学	1		1		
		生命科学入門	1		1		
		行動科学	1		1		
		自然科学基礎	1	1			
		物理学入門	1	1			
		統計学	3	1			
		スポーツ医学	2		1		
		福祉工学	3		1		
	コミュニケーション・英語	コミュニケーション論	1	1			
		カウンセリング入門	1	1			
		日本語表現法	1・2・3・4		1		
		医療従事者のための日本語表現	1・2・3・4		1		
		英語(基礎)	1		1		
		英語(英会話)	1・2・3・4		1		
		保健医療英語入門	3	1			
		保健医療英語講読	3		1		
	健康と社会	スポーツ・レクリエーション	1		1		
		東洋手技療法入門	3		1		
		公衆衛生学	2	2			
		医療安全管理	2	1			
	専門基礎科目	人体の構造と機能	解剖学(人体の構造)	1	2		
			解剖学A演習(骨学・筋学・神経系)	1	2		
			解剖学B演習(内臓学・心脈管系)	2	2		
生理学(細胞生理学・循環・呼吸系)			1	2			
生理学A演習(神経系・運動機能)			1	1			
生理学B演習(運動の中樞性制御、消化・吸収・排泄系)			2	1			
生理学実習			2	1			
運動学			1	2			
運動学演習(理学療法)			2	1			
運動学実習(理学療法)			2	1			
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		臨床心理学	1	1			
		病理学概論	2	1			
		薬理学	2	1			
		内科学	2	2			
		外科学概論	2		1		
		整形外科学	2	2			
		神経内科学	2	2			
		精神医学1	2	2			
		精神医学2	3		2		
		小児科学	2	1			
脳神経外科学	2	1					
医用画像解析学	3	1					
栄養学	1	1					
言語聴覚学概論	2		1				

専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの概念	リハビリテーション概論	1	1		
		リハビリテーション医学	3	1		
		多職種連携論	1	1		
		社会福祉概論	1		2	
		地域の保健医療福祉	1		1	
		保健医療制度概論	3	1		
専門科目	基礎理学療法学	理学療法学概論1(理学療法導入論)	1	1		
		理学療法学概論2(理学療法トピックス)	4	2		
		理学療法学研究法	3	1		
	理学療法管理学	理学療法管理学	3	2		
	理学療法評価学	理学療法評価学A(四肢周径・バイタルサイン等評価)	1	2		
		理学療法評価学A演習(四肢周径・バイタルサイン等評価)	1	1		
		理学療法評価学B(関節可動域・筋力等評価)	2	1		
		理学療法評価学B演習(関節可動域・筋力等評価)	2	1		
		理学療法評価学C(障害別評価)	2	2		
		理学療法評価学C演習(障害別評価)	2	1		
		理学療法評価学D(画像評価)	3	1		
	理学療法治療学	理学療法技術論A(成人中枢神経系疾患)	3	2		
		理学療法技術論B(運動器系)	3	2		
		理学療法技術論C(小児中枢神経系)	3	1		
		理学療法技術論D(神経筋疾患)	3	2		
		理学療法技術論E(循環器・代謝系)	3	2		
		理学療法技術論F(呼吸器系)	3	2		
		運動療法学(基礎)	2	1		
		運動療法学(病態)	3	1		
		運動療法学(運動器系)	3	1		
		運動療法学(外傷性疾患)	3	1		
		運動療法学(中枢神経系)	3	1		
		日常生活活動学(理学療法)	3	1		
		日常生活活動学演習(理学療法)	3	2		
		物理療法学	2	2		
		物理療法学演習	2	1		
		スポーツ傷害理学療法演習	3		1	
		義肢学(理学療法)	3	1		
		装具学(理学療法)	3	1		
		地域理学療法学	地域リハビリテーション学	3	2	
			地域理学療法学	3	1	
	臨床実習	臨床見学体験実習(理学療法)	2	1		
		評価実習(理学療法)	3	8		
		総合臨床実習(理学療法)	4	12		
		地域理学療法実習	4	1		
	卒業研究	卒業研究(理学療法)	4	2		

卒業要件				
卒業に必要な修得単位数126単位(1年間の履修登録上限単位数は、42単位とする)				
科目	合計	必修	選択	
特色科目	4単位	4単位	0単位	
教養科目	20単位	15単位	5単位	
専門基礎科目	36単位	34単位	2単位	
専門科目	66単位	66単位	0単位	
合計	126単位	119単位	7単位	

別表 第1(第10条第2項関係)

(2) 保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
特色科目	大学導入論	1	1			
	ボランティア入門	1	1			
	生命倫理	1	2			
教養科目	人間と社会	学びの技法	1	1		
		教育学	1		2	
		心理学概論	1	2		
		人間発達学	1	2		
		老年学	3		2	
		法学入門	1・2・3・4		1	
		日本近現代史	1・2・3・4		2	
		歴史郷土学	1		1	
	科学的思考	情報処理(基礎)	1		1	
		情報処理(応用)	1	1		
		環境科学	1		1	
		生命科学入門	1		1	
		行動科学	1		1	
		自然科学基礎	1	1		
		物理学入門	1		1	
		統計学	2	1		
		スポーツ医学	2		1	
		福祉工学	3		1	
	コミュニケーション・英語	コミュニケーション論	1	1		
		カウンセリング入門	1	1		
		日本語表現法	1・2・3・4		1	
		医療従事者のための日本語表現	1・2・3・4		1	
		英語(基礎)	1		1	
		英語(英会話)	1・2・3・4		1	
		保健医療英語入門	3	1		
		保健医療英語講読	3		1	
	健康と社会	スポーツ・レクリエーション	1		1	
		東洋手技療法入門	3		1	
公衆衛生学		2	2			
医療安全管理		2	1			
専門基礎科目	人体の構造と機能	解剖学(人体の構造)	1	2		
		解剖学A演習(骨学・筋学・神経系)	1	2		
		解剖学B演習(内臓学・心脈管系)	2	2		
		生理学(細胞生理学・循環・呼吸系)	1	2		
		生理学A演習(神経系・運動機能)	1	1		
		生理学B演習(運動の中樞性制御、消化・吸収・排泄系)	2	1		
		生理学実習	2	1		
		運動学	1	2		
		運動学演習(作業療法)	2	1		
		運動学実習(作業療法)	2	1		
	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	臨床心理学	1	1		
		病理学概論	2	1		
		薬理学	2	1		
		内科学	2	2		
		外科学概論	2		1	
		整形外科学	2	2		
		神経内科学	2	2		
		精神医学1	2	2		
		精神医学2	3	2		
		小児科学	2	1		
脳神経外科学	2	1				
医用画像解析学	3	1				
栄養学	1	1				
言語聴覚学概論	2		1			

専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの概念	リハビリテーション概論	1	1	
		リハビリテーション医学	3	1	
		多職種連携論	1	1	
		社会福祉概論	1		2
		地域の保健医療福祉	1	1	
		保健医療制度概論	4		1
専門科目	基礎作業療法学	作業療法学概論	1	1	
		基礎作業学概論	1	1	
		基礎作業学演習A(作業別技法)	1	1	
		基礎作業学演習B(作業分析等)	2	1	
		作業療法学研究法	3	1	
	作業療法管理学	作業療法管理学	2	2	
	作業療法評価学	作業療法評価学A(身体)	2	1	
		作業療法評価学A演習(身体)	2	1	
		作業療法評価学B(精神)	1	1	
		作業療法評価学B演習(精神)	2	1	
		作業療法評価学C(発達)	2	1	
		作業療法評価学D(画像評価)	3	1	
	作業治療学	身体障害作業療法治療学1(身体機能回復理論)	3	2	
		身体障害作業療法治療学2(疾患別治療学)	3	2	
		身体障害作業療法治療学演習	3	1	
		精神障害作業療法治療学1(精神機能回復理論)	2	2	
		精神障害作業療法治療学2(疾患別治療学)	3	2	
		精神障害作業療法治療学演習	3	1	
		発達期作業療法治療学	3	2	
		老年期作業療法治療学	3	2	
		老年期作業療法治療学演習	3	1	
		高次脳機能障害作業療法治療学	3	1	
		高次脳機能障害作業療法治療学演習	3	1	
		日常生活活動学(作業療法)	3	1	
		日常生活活動学演習(作業療法)	3	1	
		義肢学(作業療法)	3	1	
		装具学(作業療法)	3	1	
		職業関連作業療法学	3	1	
		地域作業療法学	地域リハビリテーション学	3	2
	地域作業療法学		3	2	
	臨床実習	臨床見学体験実習(作業療法)	2	1	
		身体障害領域評価実習	3	3	
		精神障害領域評価実習	3	3	
		地域作業療法実習	3	1	
		身体障害領域総合臨床実習	4	9	
		精神障害領域総合臨床実習	4	9	
	卒業研究	卒業研究(作業療法)	4	2	

卒業要件				
卒業に必要な修得単位数126単位(1年間の履修登録上限単位数は、44単位とする)				
科目	合計	必修	選択	
特色科目	4単位	4単位	0単位	
教養科目	17単位	14単位	3単位	
専門基礎科目	38単位	36単位	2単位	
専門科目	67単位	67単位	0単位	
合計	126単位	121単位	5単位	

別表 第1(第10条第2項関係)

(3)保健医療学部看護学科

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
教養分野	人間の理解	哲学	1	1	
		日本近現代史	1		2
		文化人類学	2		1
		教育学	1		2
	生活と文化	コミュニケーション論	1	1	
		家族と社会	2	1	
		法と人権	2		1
		生活と経済学	3		1
		文化と健康	1		1
		東京の中の多摩を知るセミナー	1		1
		スポーツレクリエーション	1		1
		スポーツ医学	2		1
		ボランティアワークセミナー	1	1	
	人間と環境	生物と進化	1		1
		生命科学	1	1	
		物理学	1		1
		環境科学	1		1
	グローバルコミュニケーション	日本語表現	1	1	
		英語Ⅰ(読む・書く基礎)	1	1	
		英語Ⅱ(医療英語)	2	1	
		英語Ⅲ(日常会話)	2	1	
		英語Ⅳ(英語論文読解)	3		1
		韓国語(基礎会話)	4		1
		異文化体験セミナー	4		1
	大学における学び	スタディスキルセミナー	1	1	
		情報リテラシー	1	1	
		情報科学演習	3	1	
	専門基礎分野	専門基礎科目	形態機能学Ⅰ	1	2
形態機能学Ⅱ			1	2	
形態機能学Ⅲ			1	2	
形態機能学Ⅳ			1	2	
生化学(栄養学含む)			1	1	
病理学			1	1	
臨床薬理学			2	2	
感染免疫学			1	2	
診断・治療学総論			1	1	
診断・治療学Ⅰ			2	2	
診断・治療学Ⅱ			2	2	
診断・治療学Ⅲ			2	2	
臨床心理学			2	1	
生命倫理			2	1	
医療と法			2	1	
保健統計学			3		1
公衆衛生学(疫学含む)			3	2	
生涯発達論			1	2	
社会保障論			2	1	
専門分野	プロフェッショナルリズムの基盤	セルフディプロップメント	1	1	
		キャリアディプロップメントⅠ(職業的アイデンティティ)	2	1	
		キャリアディプロップメントⅡ(キャリアデザイン)	3	1	
		キャリアマネジメント論	4		1

専門分野	看護の基盤	看護学概論	1	2	
		看護学援助論	1	2	
		基礎看護学方法論Ⅰ(生活援助技術)	1	1	
		基礎看護学方法論Ⅱ(フィジカルアセスメント)	1	1	
		基礎看護学方法論Ⅲ(臨床看護技術)	1	1	
		基礎看護学方法論Ⅳ(看護の計画的展開)	2	1	
		基礎看護学演習Ⅰ(生活援助技術)	1	1	
		基礎看護学演習Ⅱ(フィジカルアセスメント)	1	1	
		基礎看護学演習Ⅲ(臨床看護技術)	1	1	
		基礎看護学演習Ⅳ(看護の計画的展開)	2	1	
		基礎看護学実習Ⅰ(療養環境実習)	1	1	
		基礎看護学実習Ⅱ(看護技術実習)	2	1	
		基礎看護学実習Ⅲ(看護実践実習)	2	2	
		健康生活と看護	成人看護学概論	2	1
	成人看護学援助論Ⅰ(セルフケア)		2	2	
	成人看護学援助論Ⅱ(クリティカルケア)		2	2	
	成人看護学演習		3	1	
	成人看護学実習Ⅰ(セルフケア実習)		3	2	
	成人看護学実習Ⅱ(クリティカルケア実習)		3	2	
	老年看護学概論		2	1	
	老年看護学援助論		2	2	
	老年看護学演習		3	1	
	老年看護学実習Ⅰ(地域高齢者実習)		3	2	
	老年看護学実習Ⅱ(高齢者生活支援実習)		3	2	
	小児看護学概論		2	1	
	小児看護学援助論		2	2	
	小児看護学演習		3	1	
	小児看護学実習		3	2	
	母性看護学概論		2	1	
	母性看護学援助論		2	2	
	母性看護学演習		3	1	
	母性看護学実習		3	2	
	地域生活と看護	精神看護学概論	2	1	
		精神看護学援助論	2	2	
		精神看護学演習	3	1	
		精神看護学実習	3	2	
		地域・在宅看護学概論	1	2	
		地域生活看護学演習	1	1	
		地域・在宅看護学援助論	2	2	
		地域・在宅看護学演習	3	1	
		地域・在宅看護学実習	3	2	
	看護の学びの統合	家族看護学	3		1
		医療安全論	3	1	
災害看護学		4	1		
看護倫理学		3	1		
看護管理学		3	1		
看護教育学		4		1	
チーム医療論		3	1		
公衆衛生看護学概論		3	1		
統合実習Ⅰ(ヘルスマネジメント実習)		4	1		
統合実習Ⅱ(多職種連携実習)		4	2		
看護研究概説		4	1		
看護研究		4	3		

専門分野	助産学	助産学概論 ※	3		2	助産学は助産師選択者が必修とするが、※の科目は助産師過程選択者以外も選択科目として選択可。
		基礎助産学 ※	3		2	
		健康教育技法 ※	3		2	
		助産診断・技術学概論	4		1	
		助産診断・技術学Ⅰ(正常な経過)	4		2	
		助産診断・技術学Ⅱ(異常な経過)	4		2	
		助産診断・技術学演習	4		2	
		地域母子保健学 ※	3		2	
		助産管理学	4		1	
		助産学実習	4		11	

卒業要件			
卒業に必要な修得単位数124単位(1年間の履修登録上限単位数は、43単位とする)			
科目	合計	必修	選択
教養分野	17単位	12単位	5単位
専門基礎分野	107単位	29単位	2単位
専門分野		76単位	
合計	124単位	117単位	7単位

卒業要件(助産師課程選択者)			
卒業に必要な修得単位数149単位(1年間の履修登録上限単位数は、47単位とする)			
科目	合計	必修	選択
教養分野	17単位	12単位	5単位
専門基礎分野	29単位	29単位	—
専門分野	103単位	103単位	—
合計	149単位	144単位	5単位